

令和 2 年 6 月 2 6 日  
在デンマーク日本国大使館

デンマーク新型コロナ・ポータルサイトの改訂  
ビジネス出張者のデンマーク入国条件の緩和など（6月27日から）  
（新型コロナウイルス関連情報）

新型コロナウイルスに関するデンマークポータルサイトに、「6月27日以降のデンマークへの入国について」のページが新設され、ビジネス出張者の入国条件が緩和されることや、日本を含む全ての国から、デンマークに居住する婚約者や交際相手、親、子等を訪問するためにデンマークに入国することが陰性結果の提出等一定の条件下で可能となったことなどについて記載されています。詳細は以下のとおりです。

なお、引き続き日本から観光目的でのデンマークへの入国はできません。  
（デンマークポータルサイト：デンマーク語）

<https://politi.dk/coronavirus-i-danmark/rejser/rejser-ind-i-danmark>

（同：英語）

<https://politi.dk/en/coronavirus-in-denmark/travelling-in-or-out-of-denmark>

1 ビジネス出張者の入国条件緩和

●6月27日から、日本を含む全ての国からのビジネス出張者の入国条件が大幅に緩和され、ビジネス関係を証明する電子メールや会議への案内状及びデンマーク国内のコンタクト先を証明する文書等を提示すれば基本的に入国が可能になる。

（検疫国の人向けQ&A：英語）

<https://politi.dk/en/coronavirus-in-denmark/travelling-in-or-out-of-denmark/persons-resident-in-banned-countries>

2 デンマークに居住する婚約者、交際相手、親、子、祖父母、孫等の訪問

●6月27日から、日本を含む全ての国から、デンマークに居住する婚約者、交際相手、親、子、祖父母、孫等の訪問のための入国が可能となる。

●渡航者は入国前72時間以内の検査の陰性結果を提示する必要があるほか、デンマークに居住する訪問相手の保健証（イエローカード）のコピーや婚姻証明書等の自身と訪問相手の関係を証明できる書類を提示することが求められる。また、交際相手を訪問するために入国する場合は、デンマークに在住する交際相

手が専用の申告書に記載の上、そのコピーを入国する際に提出することが求められる。

(交際相手を訪問する際の申告書：英語版。同ポータルサイトからダウンロード可能)

<https://politi.dk/en/-/media/mediefiler/corona/rejser/solemn-declaration-on-relationship-for-use-in-connection-with-entry.pdf?la=en&hash=EAE433548123F23E3CA633389DFD2377B6EA1960>

なお、現在、ビジネス出張者を除き、日本を含む「検疫国」からの入国者には、入国後14日間の自宅待機が求められています。

(デンマーク外務省ファクトシート (当館仮和訳))

<https://www.dk.emb-japan.go.jp/files/100067129.pdf>

また、現在、日本政府はデンマークに対して感染症危険情報「レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」を発出していますので、ご注意ください。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo\\_164.html#a-d-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_164.html#a-d-image-0)

<当館からのお願い>

●現在、当館では感染症予防対策の一環として、領事待合室に1度に入室できる方の数を2名までと制限しております。係員が順番に案内いたしますので、ご協力よろしく申し上げます。

●在留届を提出されている方で、日本に帰国(一時帰国を除く)された方は、「帰国者全員の氏名、帰国日」をご記入の上、当館領事班 [ryoji.han@ch.mofa.go.jp](mailto:ryoji.han@ch.mofa.go.jp) までメールでお知らせください。

詳しくは下記当館ホームページをご確認ください。

[https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/taizai-zairyu.html](https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-zairyu.html)

●在留邦人の方で新型コロナウイルスへの感染が確認された方や隔離措置を受けた方、入院された方は当館までご連絡ください。

#### 【ご参考】

新型コロナウイルスに関するデンマークポータルサイト  
(デンマーク語)

[www.coronasmitte.dk](http://www.coronasmitte.dk)

(英語)

<https://politi.dk/en/coronavirus-in-denmark>

当館特設コロナページ（過去の領事メールや日本・デンマークの参考サイトを集約）

[https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/taizai-covid19.html](https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html)

デンマーク外務省の出入国に関連する Q&A 等 （英語）

<https://um.dk/en/travel-and-residence/coronavirus-covid-19/>

【連絡先】

在デンマーク日本国大使館領事部

電 話：3311-3344 （閉館時はまず緊急電話対応業者につながります）

メールアドレス：[ryoji.han@ch.mofa.go.jp](mailto:ryoji.han@ch.mofa.go.jp)

●在留届（3か月以上滞在される方）／「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

●スマートフォン用 海外安全アプリ

[https://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_kaian\\_app.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html)

◎「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

◎在留届を提出されている方は、記載事項変更（転居等による住所変更・携帯電話番号や e-mail アドレスの変更等）、または帰国・転出等があればお知らせください。